

一般廃棄物収集運搬業許可証

業者コード:16

宇部市西平原二丁目7番1号

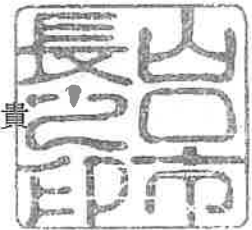
株式会社三城商事

代表取締役 大城 明夫

令和8年1月30日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和8年3月3日

山口市長 伊藤 和貴



記

取扱廃棄物の種類	事業活動に伴って生じた廃棄物に限る
許可区域	旧山口市、旧小郡町及び旧阿知須町区域内に限る
事務所の所在地	山口市小郡明治二丁目11番10 507号
積替保管場所	なし
許可期間	令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日
許可車両	別紙のとおり
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物処理業許可の手引及び市長の指示事項を遵守すること。
備考	